

学校法人 東洋学園 宮崎医療管理専門学校 介護福祉士実務者研修（通信課程）学 則

第1章 総則

（目 的）

第1条 本校は、介護福祉士実務者研修を実施する養成施設として専門的知識・技術及び感性を育み、利用者のニーズに対応できる人材の育成を目標とし、地域福祉の充実に貢献することを目的とする。

（設置主体）

第2条 学校法人 東洋学園 宮崎医療管理専門学校をその設置主体とする。

（所在地）

第3条 所在地は、宮崎県宮崎市田野町甲 1556 番地 1 とする。

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は、次のとおりとする。

宮崎医療管理専門学校「介護福祉士実務者研修」（通信課程）

第2章 養成課程、修業年限、在籍限度年数、入学定員、学級数

（養成課程、修業年限、在籍限度年数、入学定員、学級数）

第5条 本校の養成課程、修業年限、在籍限度年数、入学定員、学級数は次のとおりとする。

養成課程	修業年限	在籍限度年数	入学定員	学級数
介護福祉士実務者研修 （通信課程）	6か月	1年	30名	4学級

（履修方法）

第6条 本校の養成課程の科目、時間数、履修方法、修了認定科目は、別表1のとおりとする。

（休業日）

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学校長が必要と認めた場合は、休業日を変更することができる。

- (1) 年末年始 12月26日から1月9日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

第3章 入学選考、入学

（入学時期）

第8条 入学時期は、各開催時期（5月・6月・8月・9月）の初日とする。

（入学資格）

第9条 入学できる者は、第6条に定める課程の全てを履修することが可能な者とする。

（入学者の選考）

第10条 入学申込書（様式1）が受理された順に決定する。

(入学手続き、入学許可)

第 11 条 前条の合格者は、指定の期日までに所定の学費と諸経費を納入しなければならない。

2 学校長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

(退学)

第 12 条 退学を希望する場合は、退学願(様式 2)を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

2 学校長は、次の各号に該当する者に対し退学を命ずることができる。

- (1) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (2) 学校の秩序を乱す等本校の学生として容認できない者
- (3) 正当な理由なく、学費等の納入を怠る者

(休学)

第 13 条 学生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは休学願(様式 3)を提出し、学校長の承認を得なければならない。休学願が承認された場合、履修した所定の科目の試験の成績は、在籍限度年数の期間に限り有効とする。

(復学)

第 14 条 休学中の者が復学を希望する場合は、復学願(様式 4)を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

第 4 章 履修の評価及び、補講、修了の認定

(履修の評価)

第 15 条 履修の評価は、次のとおりとする。

- (1) 通信科目の評価は、履修した所定の科目において実施するWEB学習システム(e-C H J)の成績に基づき行う。成績評価の表示は、合格もしくは不合格とし、7割以上の成績で合格とする。
- (2) 介護過程Ⅲ(面接授業)の評価は、所定の時間のすべてを履修した者に実施する実技試験と筆記試験の個々の成績に基づき評価する。成績評価の表示は、合格もしくは不合格とし、6割以上の成績で合格とする。
- (3) 医療的ケア(面接授業)の評価は、所定回数以上の演習を行なった上で、3内容の評価項目すべてが「手順どおり実施できている」と評価された場合に合格とする。

(課程修了の認定)

第 16 条 課程修了の認定は、所定の科目がすべて合格した者に対して学校長が行なう。

(補講、再評価)

第 17 条 再評価は、次のとおりとする。

- (1) 通信科目のレポート等の評価が合格に達しなかった者に対して、再提出させることができる。なお、その際の費用は1,000円とする。

(2) 介護過程Ⅲ（面接授業）の実技試験・筆記試験が合格に達しなかった者に対して、補講及び再試験を行なうことができる。

(3) 医療的ケアの演習が合格に達しなかった者に対して、補講を行うことができる。

2 前項の各号は、いずれも原則1回までとし、再評価が不合格であった場合、当該科目の履修は無効とする。

(他研修等の修了認定)

第18条 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

(介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)」(平成23年10月28日社援発第1028第1号厚生労働省社会・援護局長通知)等の関係通知に基づき、地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質が担保されているものを修了した場合においては、当該科目について本校で履修したものとみなすことができる。

2 前項の修了認定を希望する者は、認定研修実施者から交付を受けた研修の修了証明書等の写しを提出しなければならない。

(修了証明書の交付)

第19条 学校長は、第16条により修了を認定された者に対して、修了証明書(様式5)を交付する。

第5章 学費、諸経費

(学費)

第20条 研修の学費は、次のとおりとする。

(単位：円)

区分	学費
無資格者	130,000円
介護職員初任者研修修了者	110,000円
訪問介護員養成2級課程修了者	110,000円

※ 指定テキストにかかわる費用等含む。

※ その他有資格者については、科目取得の状況に応じ学費の減額を行う。

(学費の納入)

第21条 学費については、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別な事由があると学校長が認めた場合には、期間を定めて延納又は分納することができる。

(学費の返還)

第22条 学費及び諸経費は、原則、返還しない。

第6章 教職員の組織

第23条 本校に次の教職員を置く。

学校長	1名
教務に関する主任者	1名
介護過程Ⅲ担当教員	1名以上
医療的ケア担当教員	1名以上
その他添削の教員	1名以上
事務職員	1名以上

第7章 懲戒

(懲戒)

第25条 学校長は、学則に違反し、又は本校の学生として容認できない行為をした者がある場合、懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告と退学とする。

第8章 学則の改正

(学則の改正)

第26条 この学則の改正は、学校長が決定する。

第9章 補則

(施行細則)

第27条 この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合、学校長がこれを定める。

附則

- 1 この学則は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則は平成31年4月1日から施行する。
- 3 この学則は令和5年4月1日から施行する。